

国民健康保険 高額療養費の自動払戻の申込みをされる方へ

記入例

高額療養費の自動払戻をご希望される場合、下記の事項に同意いただき、適用要件に該当している場合に、お申込みができます。

お申込みの内容に相違があったときは、自動払戻はできません。その場合は、書面にてお知らせします。



適用要件について

- ・世帯主と国民健康保険に加入されている方全員が70歳以上の世帯であること。
- ・国民健康保険料の滞納がないこと。
- ・上記の要件を満たしていても、医療機関が実施している診療事業などにより自己負担額が減免されているなど、その都度、領収書の確認が必要などときには、自動払戻を適用できない場合があります。



解除について

- ・適用要件に該当しなくなった場合は、自動払戻は解除となります。
- ・世帯主が変わった場合や、国民健康保険証の記号番号が変更になった場合にも、自動払戻は解除となります。
- ・自動払戻が解除となった場合、以後の高額療養費については毎月の申請が必要となります。
- ・ご自身による、自動払戻の解除をご希望される場合は、申込書（解除）の提出が必要です。



同意事項について

- ・医療費の一部負担金支払いについて、大阪市から医療機関等へ照会することについて同意します。
- ・医療費の一部負担金を支払っていなかった場合には、支給済みの高額療養費を返還することについて同意します。
- ・支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、減額された金額を返還することについて同意します。



その他注意事項について

- ・自動払戻を適用中に、世帯の中で新たに公費負担医療・医療助成制度・医療機関が実施している事業などの制度を受ける方がおられた場合は、ご連絡をお願いします。
- ・第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします。
- ・世帯主が後期高齢者医療制度へ移行した場合に、世帯に変更がなければ自動払戻は継続されます。
- ・自動払戻を適用中は、支給がある場合は支給決定通知書を送付しますが、支給がない場合は不支給決定通知は送付されません。
- ・自動払戻を適用中は、高額療養費申請手続きのご案内のはがきは送付されません。
- ・口座番号の誤り等により口座振替ができなかった場合は、金融機関口座通帳等をご持参のうえ、申込書（変更）の提出が必要となります。

以上に同意のうえ申込みます。

署名

国保 一郎